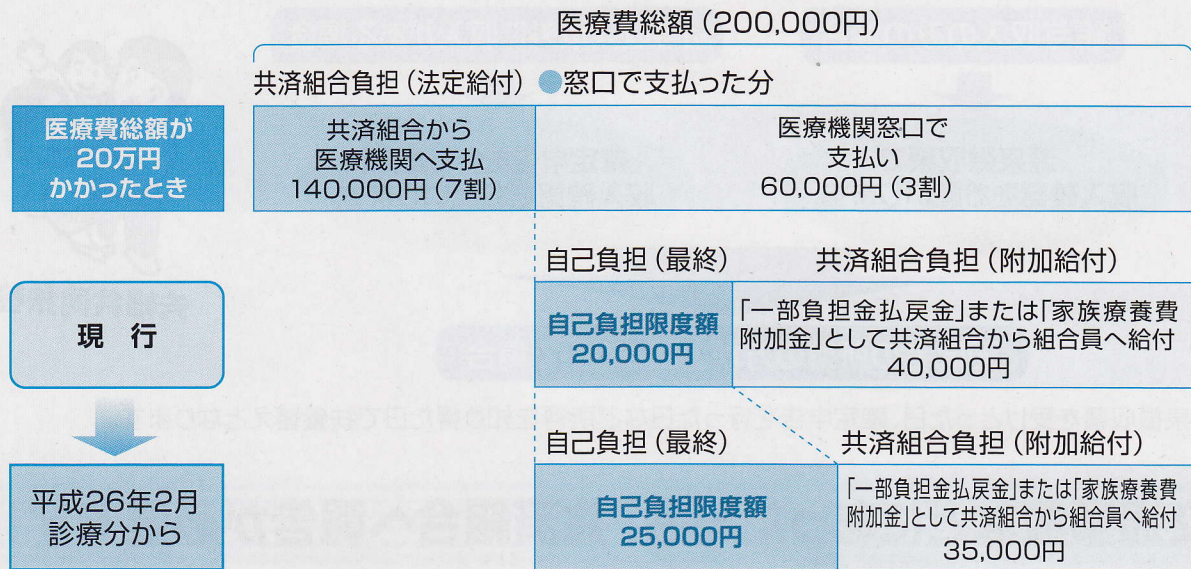


共済組合の給付等の変更について

● 一部負担金払戻金等の自己負担限度額の引き上げ (平成26年2月診療分から)

平成26年2月の診療分から、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金(家族訪問看護療養費附加金を含む。)の自己負担限度額を20,000円から25,000円に引き上げ、合算高額療養費附加金の自己負担限度額を40,000円から50,000円に引き上げます。

【例】…自己負担額が60,000円(3割)の場合



● 結婚手当金の引き下げ

平成26年4月から、結婚手当金の給付額は80,000円から40,000円に引き下げます。

平成27年4月からは廃止となります。



● 産休期間中の掛金免除 (平成26年4月から)

次世代育成支援の観点から、産前産後休業(産前6週間及び産後8週間)を取得した場合、共済組合へ申し出ることによって、長期・短期・介護掛金が免除されます。

ただし、条例によりそれ以上の休暇が付与されている場合にあっても、掛金免除の対象となるのは、産前42日間及び産後56日間のみとなります。

なお、手続き等については、詳細が決まり次第追ってお知らせいたします。

